

2006(平成18)年5月23日

## 教育基本法改正案の今国会での議決に反対する会長声明

千葉県弁護士会 会長 島崎克美

本年4月28日、教育基本法の改正案が閣議決定の上、国会に提出された。

教育基本法の改正については、2003年3月20日に中央教育審議会が「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と題する答申を文部科学大臣に提出した。その後、2004年6月16日に与党教育基本法改正に関する協議会は、「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について(中間報告)」を発表したものの、その後の審議の内容を全く知らせることのないまま、本年4月13日になって突然最終報告書を提出した。そして、この最終報告書は、ほとんど修正を加えられないまま、わずか2週間後に国会に法案として上程された。この間、国民に対しては非公開のままであり、その議論に付されることとは一切なかった。

教育のあり方が日本の行く末を大きく左右することは疑いないところであり、その根本を定めるのが教育基本法である。また、同法は、憲法と一体となってその理想を教育の力で実現しようとするものであり、その意味で準憲法的な法律でもある。こうした重要な法律を改正するのであれば、憲法の改正の場合と同様に主権者である国民に改正案を公表した上で、広く十分な議論に付すことが必要である。しかし、提出された法案は、こうした配慮を著しく欠いている。

こうした手続上の問題に加え、改正法案の内容についても、愛国心の押し付けによる内心的自由（憲法19条）侵害のおそれ、本来私事である家庭教育への国家介入のおそれ、男女共学の規定を削除することによる教育現場への影響、教育行政の教育内容への積極的介入の問題性、義務教育期間「9年」の削除による教育格差助長への不安、その外にも多くの問題点が指摘されているところであるが、なお充分な議論が尽くされているとは言い難い。

今国会に提出された改正法案は、こうした重大な問題が含まれるのであるから、今後さらに十分な時間を掛けて慎重に審議されるべきである。その際、そもそも子どもたちを取り巻く問題が教育基本法の改正によって取り除かれるのかという原点に立ち返った視点から、立法事実について検討することも必要であろう。

教育基本法改正案について、当会は以上のような問題を指摘せざるを得ず、今国会において議決することに強く反対するものである。